

議案第6号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

体育施設の使用料を見直すこと及び使用料の減免について、他の施設の減免規定との整合を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例（昭和57年二宮町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用の承認及び利用団体登録等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前条に規定する二宮町立体育館及び二宮町民運動場の専用利用をしようとするものは、10人以上の構成員をもって、あらかじめ利用団体登録を受けなければならない。

3 団体のうち、団体構成員の10人以上が二宮町民である団体を町内団体とし、町内団体に該当しない団体を町外団体とする。

第7条を次のように改める。

（使用料の減免）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。ただし、別表第3の3に規定する二宮町民運動場照明施設使用料については、町が自らの事業のために利用するときを除き、減免しない。

第9条第2号中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

別表第3の1に次のように加える。

備考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。

別表第3の2中「

一般利用	大人	1人1回（2時間以内）	300円
	子ども（中学生以下）	1人1回（2時間以内）	100円
	トレーニングルーム （大人のみ）	1人1回（2時間以内）	300円
		年間パスポート	18,000円

」を「

一般利用	大人	1人1回（2時間以内）	300円
	子ども（中学生以	1人1回（2時間以内）	100円

	下)		
	トレーニングルーム (大人のみ)	1人1回(2時間以内)	300円

」に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 体育室の半面を専用利用する場合は、使用料の額の2分の1の額とする。
- 2 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。
- 3 町外団体(二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者が10人以上所属している団体を除く。)が専用利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。

別表第3の3に次のように加える。

備考

- 1 休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日をいう。
- 2 照明施設使用時間に1時間未満がある場合は、これを1時間とする。
- 3 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。
- 4 町外団体(二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者が10人以上所属している団体を除く。)が専用利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。

別表第3の4中「

一般利用	プール	大人	1人1回	400円
			年間パスポート	27,000円
		子ども (中学生以下)	1人1回	200円
			年間パスポート	14,000円

」を「

一般利用	プール	大人	1人1回	400円
		子ども (中学生以下)	1人1回	200円

」に改め、同表に次のように加える。

備考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。

別表第3の5の備考を次のように改める。

備考

- 1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。
- 2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の規定により承認された利用に係る使用料及び使用料の減免については、なお従前の例による。

(議案第6号) 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(利用の承認及び利用団体登録等)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前条に規定する二宮町立体育館及び二宮町民運動場の専用利用をしようとするものは、10人以上の構成員をもって、あらかじめ利用団体登録を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 団体のうち、団体構成員の10人以上が二宮町民である団体を町内団体とし、町内団体に該当しない団体を町外団体とする。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、体育施設の利用について承認を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第1項</u>の承認を与えないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。ただし、別表第3の3に規定する二宮町民運動場照明施設使用料については、町が自らの事業のために利用するときを除き、減免しない。</u></p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、体育施設の利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の承認を取り消し、又は体育施設の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>(利用の承認等)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 教育委員会は、体育施設の利用について承認を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>前項</u>の承認を与えないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用料を減免することができる。ただし、二宮町民運動場照明施設使用料については、第2号から第4号まで適用しない。</u></p> <p><u>(1) 町が直接利用するとき。</u></p> <p><u>(2) 町が共催して体育行事を行うために利用するとき。</u></p> <p><u>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する、町内の町立学校、幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために利用するとき。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者については、使用料の2分の1の額を減額するものとする。</u></p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、体育施設の利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の承認を取り消し、又は体育施設の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後				改正前			
(2) 第3条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) (略)				(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) (略)			
別表第3の1 (第6条関係) 町営山西プール				別表第3の1 (第6条関係) 町営山西プール			
区分		使用料の額		区分		使用料の額	
専用利用	1コース	1回(2時間以内)	3,000円	専用利用	1コース	1回(2時間以内)	3,000円
	全コース	1回(2時間以内)	20,000円		一般利用	全コース	1回(2時間以内)
一般利用	大人	1人1回	200円	一般利用		大人	1人1回
	子ども(中学生以下)	1人1回	100円		子ども(中学生以下)	1人1回	100円
備考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。							

改正後								改正前							
別表第3の2 (第6条関係) 二宮町立体育館								別表第3の2 (第6条関係) 二宮町立体育館							
区分		使用料の額						区分		使用料の額					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時			午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
専用利用	体育室	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	専用利用	体育室	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	多目的室	600円	600円	600円	600円	600円	600円		多目的室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	会議室	300円	300円	300円	300円	300円	300円		会議室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
一般利用	大人	1人1回(2時間以内)			300円			一般利用	大人	1人1回(2時間以内)			300円		
	子ども(中学生以下)	1人1回(2時間以内)			100円				子ども(中学生以下)	1人1回(2時間以内)			100円		
	トレーニングルーム(大人のみ)	1人1回(2時間以内)			300円				トレーニングルーム(大人のみ)	1人1回(2時間以内)			300円		
		年間パスポート			18,000円					年間パスポート			18,000円		
備考															
1 体育室の半面を専用利用する場合は、使用料の額の2分の1の額とする。															
2 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。															
3 町外団体(二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者が10人以上所属している団体を除く。)が専用利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。															

改正後							改正前								
別表第3の3（第6条関係） 二宮町民運動場							別表第3の3（第6条関係） 二宮町民運動場								
区分		使用料の額					区分		使用料の額						
		午前6時～午前9時	午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時			午前6時～午前9時	午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時		
専用利用	平日	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	専用利用	平日	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		
	休日等	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		休日等	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
一般利用	大人	1人1回			300円			一般利用	大人	1人1回			300円		
	子ども（中学生以下）	1人1回			100円				子ども（中学生以下）	1人1回			100円		
照明施設	全灯	1時間			3,500円			照明施設	全灯	1時間			3,500円		
	7割点灯	1時間			2,500円				7割点灯	1時間			2,500円		
	6割点灯	1時間			2,000円				6割点灯	1時間			2,000円		
備考															
1 休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日をいう。															
2 照明施設使用時間に1時間未満がある場合は、これを1時間とする。															
3 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。															
4 町外団体（二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者が10人以上所属している団体を除く。）が専用利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。															

改正後							改正前						
別表第3の4 (第6条関係) 二宮町民温水プール							別表第3の4 (第6条関係) 二宮町民温水プール						
区分			使用料の額				区分			使用料の額			
専用利 用	プール	1コース	1回 (2時間以内)		5,000円		専用利 用	プール	1コース	1回 (2時間以内)		5,000円	
		全コース	1回 (2時間以内)		30,000円				全コース	1回 (2時間以内)		30,000円	
		幼児用	1回 (2時間以内)		5,000円				幼児用	1回 (2時間以内)		5,000円	
	多目的ルーム		午前10時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時	多目的ルーム		午前10時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時
		1,200円	800円	800円	800円	800円			1,200円	800円	800円	800円	800円
一般利 用	プール	大人	1人1回		400円		一般利 用	プール	大人	1人1回		400円	
		子ども (中学生以下)	1人1回		200円				子ども (中学生以下)	1人1回		200円	
			年間パスポート		27,000円					年間パスポート		14,000円	
備考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。													

改正後				改正前			
別表第3の5（第6条関係） テニスコート				別表第3の5（第6条関係） テニスコート			
一般利 用	区分	使用料の額		一般利 用	区分	使用料の額	
	二宮町ラディアンテニスコート	1面1時間	200円		二宮町ラディアンテニスコート	1面1時間	200円
	二宮町緑が丘テニスコート	1面1時間	200円		二宮町緑が丘テニスコート	1面1時間	200円
備考				備考			
1 <u>利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。</u>				1 <u>二宮町立体育館の体育室の半面を専用利用する場合は、使用料の額の2分の1の額とする。</u>			
2 <u>二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。</u>				2 <u>二宮町民運動場の休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日をいう。</u>			
				3 <u>二宮町民運動場照明施設使用時間に1時間未満がある場合は、これを1時間とする。</u>			
				4 <u>利用者が営利を目的として各施設を使用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。</u>			